

請願者(請願書に署名した方)が意見陳述の申し出をした場合の注意事項について

阿見町議会

提出した請願の意見陳述(請願を提出するに至った思いや意見を述べること)の申し出をした場合の注意事項をお知らせします。

- 1 意見陳述の申し出があった場合、請願を審査する委員会において意見陳述を行うことが妥当かどうかを協議しますので、請願の内容によっては委員会で意見陳述が認められないことがあります。
- 2 1については、定例会初日の本会議終了後に開催される委員会において協議されますので、決まり次第、議会事務局から請願者に電話連絡します。なお、意見陳述が認められた場合には委員会出席要請書を発送します。
- 3 意見陳述を行うために出席できる請願者は、2人以内です。
- 4 意見陳述は、5分以内で行ってください。
- 5 意見陳述の際、下記の事項を守り、委員長の指示に従ってください。
 - ① 決められた意見陳述の時間を超過しないでください。
 - ② 請願の内容から逸脱した発言を行わないでください。
 - ③ 個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定の政党・議員・個人・団体等への非難・中傷、名誉を棄損する発言を行わないでください。
 - ④ 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないでください。
- 6 5によらない場合は、委員長から発言の制止や退席を命じられることがあります。
- 7 委員から請願者に対して質疑をすることがあります。
- 8 請願者は、委員に対して質疑をすることができません。